

バリアフリートイレの 様々な機能を必要と している方がいます。

ボタンを押す前に
ちょっと待って!

令和2年5月に成立・公布した改正バリアフリー法では、新たに「バリアフリートイレを含む、高齢者障害者等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和3年4月施行）。

知ってください！ バリアフリースイレのこと

▶ このような使われ方をしています。

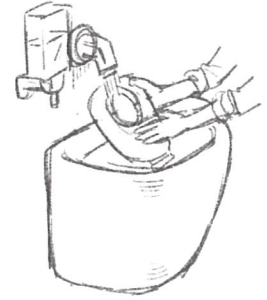
車椅子使用者

- 車椅子を回転できる広いスペースが必要
- 便器に移乗するために手すりを使用



オストメイト（人工肛門等保有者）

- パウチ（便をためておく袋）から排泄するために汚物流しを使用



介助が必要な人

- 介助者も一緒に入れる広いスペースが必要
- 見た目はわからなくても、例えば大人であっても、介助が必要なために異性が同伴で入れるトイレが必要
- 介助するためにベッドを使用



子供連れ

- ベビーカーで入るために広いスペースが必要
- 子供を座らせるためにベビーチェアを使用
- おむつ替えをするために、着替え台やおむつ換えシート使用



▶ こんな困りごとがあります。

- バリアフリースイレが他の人によって使用されていると、ここしか使えない車椅子使用者が困ってしまいます。他にも、男女共用のバリアフリースイレしか使えない人もいます。
- 閉ボタンを押してからトイレの外に出してしまうと、施錠されてしまいます。
- おむつ替えシートがたたまれていないと、車椅子使用者が出入りできないことがあります。

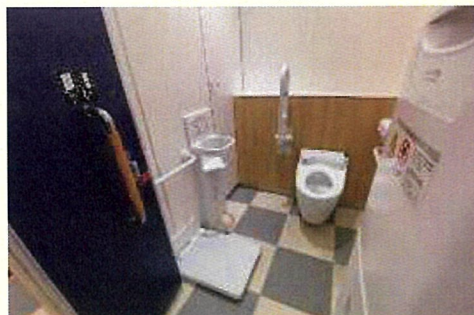


▶ 今後、機能分散の推進が求められています。

- バリアフリースイレの利用の集中を避けるため、一般トイレへ、バリアフリースイレ内の機能の分散が求められています。

一般トイレ内への機能分散化の整備事例

幼児連れ用設備



提供：成田国際空港

オストメイト対応設備



提供：NEXCO 中日本